

信託法制研究会報告書

第 1	信託の設定について	4
第 2	信託宣言について	8
第 3	脱法信託について	10
第 4	詐害信託について	12
第 5	受託者の不適格事由について	14
第 6	受託者の利益享受の制限について	15
第 7	受託者の職務の引受けについて	18
第 8	信託の公示について	20
第 9	信託財産の範囲について	22
第 10	信託財産の添付について	23
第 11	信託財産と固有財産等との識別不能について	24
第 12	信託財産の相続財産からの分離について	29
第 13	信託財産に対する強制執行等について	30
第 14	受託者倒産の場合における信託財産と倒産手続との関係について	31
第 15	相殺に関する規定の取扱いについて	33
第 16	信託財産との混同について	38
第 17	委託者の占有の瑕疵の承継について	39
第 18	善管注意義務等について	40
第 19	忠実義務について	44
第 20	公平義務について	50
第 21	分別管理義務について	52
第 22	信託事務処理の委託について	54
第 23	帳簿作成義務等について	58
第 24	受託者の損失填補責任等について	64
第 25	いわゆる利益吐き出し責任について	66
第 26	受託者の損失填補責任等に関する消滅時効等について	69
第 27	受託者の受益者に対する物的有限責任について	74
第 28	受託者の有限責任の許容について	75
第 29	受託者の第三者に対する責任について	77
第 30	差止請求権について	78
第 31	検査役選任請求権について	80
第 32	法人役員の変連帯責任について	82

第 33	受託者の権限について	84
第 34	受託者の権限違反の行為について.....	86
第 35	補償請求権について	91
第 36	報酬請求権について	98
第 37	受託者の解任・辞任等について	102
第 38	合併又は会社分割による受託者の変更について	104
第 39	受託者の任務終了事由と倒産手続の開始について.....	107
第 40	受託者が欠けた場合の取扱いについて	108
第 41	受託者の交代について	112
第 42	受託者倒産の場合における信託財産の取扱い等について.....	118
第 43	受託者が複数の信託に関する規律について	122
第 44	信託財産の管理人について	129
第 45	受益者の利益の享受について.....	132
第 46	受益者を指定又は変更する権利について	135
第 47	信託管理人について	138
第 48	信託行為の定めに基づく単独受益者権の制限について	144
第 49	受益者が複数の信託の意思決定方法について.....	147
第 50	受益者名簿について	157
第 51	受益権の放棄について	160
第 52	受益権の譲渡について	163
第 53	受益権の有価証券化について.....	168
第 54	受益債権等の消滅時効について	173
第 55	私益信託における委託者の権利義務について.....	177
第 56	契約による私益信託における委託者の相続人の権利義務について....	182
第 57	信託行為の変更について	185
第 58	信託の併合（仮称）について.....	189
第 59	信託の分割（仮称）について.....	193
第 60	反対受益者の受益権取得請求権について	198
第 61	信託の終了原因について	204
第 62	信託の清算について	208
第 63	信託財産に係る倒産処理手続の整備について.....	215
第 64	裁判所の監督について	219
第 65	営業信託の商行為性について.....	220
第 66	合同運用について.....	221
第 67	遺言信託について.....	225
第 68	遺言代用の信託における受益者変更権の留保について	227

第 69	いわゆる目的信託について	230
第 70	公益信託について.....	233
第 71	米国統一信託法典（U T C）に関連する検討事項について	241

第 70 公益信託について

(前注)

第 70 は、公益信託に係る規律について検討するものである。

公益信託は、委託者がその所有する財産を一定の公益目的のために受託者に譲渡し、受託者がその財産を管理処分することによって、公益目的を実現する制度であり、現行法は、第 66 条から第 73 条において、公益信託の監督に関する特則を設けている。

公益信託は、民間の資金を利用して公益活動を行う点で、公益法人（民法第 34 条の規定により設立される社団法人及び財団法人をいう。）と類似の機能を有する制度であり、公益法人とともに、民間が行う公益活動の担い手として、現代社会において重要な役割を果たしている。

このうち、公益法人法制に関しては、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）に基づき、行政改革担当大臣の下に「公益法人制度改革に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）が設置され、そこでは、公益性を有する非営利法人の取扱いに関する検討が行われている。また、有識者会議の下には、「非営利法人ワーキンググループ」が設置され、そこでは、新たな非営利法人制度の創設に関する検討が行われている。

先述のとおり、公益信託と公益法人とは、類似の機能を有し、また、後に検討するように、類似の規律を有する制度であるから、信託法の改正に当たっては、並行する公益法人法制の改正動向を注視し、かつ、その内容について十分に配慮する必要があると考えられる。その上で、公益信託に関して、公益法人法制の改正内容と同様の規律を設けるべきか、あるいは、公益信託独自の規律を設けるべきかについて慎重に検討すべきである。

以下では、上記の観点を踏まえて、公益信託に関する規律について検討を行うものとする。

1 公益信託の設定に関して検討を要する事項

(1) 主務官庁による引受けの許可制（現行法第 68 条、以下「許可主義」という）を維持すべきか否か。

<説明>

現行法は、「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其ノ他公益ヲ目的トスル信託」を公益信託とし（第 66 条）、公益目的（公益性）については、主務官庁が引受けを許可する際に判断することとしている（第 68 条）。

公益法人の設立の許可に関しても、主務官庁による許可制が採用され

ており（民法第 34 条）、公益性の判断は主務官庁の裁量に委ねられているところ、公益法人法制の改正では、主務官庁による公益性・非営利性の認定と法人格の取得とが一体となっている点を改めて、営利を目的としない法人について、公益性の有無にかかわらず、簡易に法人格を取得できる制度（準則主義）の創設が検討されている。

このように、公益法人を含む非営利法人の設立について準則主義が採用された場合には、公益信託の引受けについても現行法が採用している許可主義を改める必要があるのではないかが問題となる。

この点については、公益法人と公益信託とは、いずれも民間資金による公益活動を担う点で類似の機能を有する制度であり、現行法の下でも、公益目的（民法第 34 条、現行法第 66 条）やいわゆるシ・プレ原則（民法第 72 条第 2 項、現行法第 73 条）など類似の規律が採用されていることに照らすと、公益信託の引受けについて許可主義を維持すべきか否かについては、公益法人の設立に関する規律と平仄を合わせることが相当であると考えられる。

そこで、公益信託の引受けについて許可主義を維持するか否かについては、公益法人法制の改正動向を踏まえてなお検討するものとする。

(2) 公益性の判断のあり方についてどのように考えるべきか。

<説明>

現行法は、公益信託について、「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其ノ他公益ヲ目的トスル信託ハ之ヲ公益信託トシ」（第 66 条）と規定しているが、「其ノ他公益ヲ目的トスル信託」という文言に端的に表れているように、どのような目的を有する信託が公益信託に該当するのかについて、現行法が明確な指針を与えているとはいえない。

公益法人に関しても、民法第 34 条に類似の規定（「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノ」）が置かれているところ、この規定は、主務官庁による公益性の判断を不明確なものとする 1 つの要因となっているとの指摘があり、公益法人法制の改正においては、公益性に関する客観的かつ明確な基準の法定化が検討されているようである。

公益信託と私益信託の区分に関しては、従来、私益信託は、受益者の明確性・確定性が必要であり、他方で、公益信託は、受益者の不特定性・不確定性が必要であるとの見解が有力に主張されている。

しかし、信託行為により利益を享受する者として指定されている者が、公益の実現を目的とする存在の場合（公益法人を利益享受者として指定している場合等）には、当該利益享受者の背後に、不特定・多数の実質

的な利益享受者が存在すると考えることができるから、このような場合においては、信託行為で利益享受者が特定していたとしても公益信託として認めて良いように思われる。

以上によれば、公益信託と私益信託とを画する基準は、受益者が不特定・多数であるということに求めるべきではなく、公益信託であると認めるに足りる公益目的にあると解するのが相当であり、受益者が不特定・多数であるか否かは、当該信託が公益目的を有しているか否かを判断する際の1つの要素であると解することが相当であると考えられる。

(注1) 上記(1)の論点と関連して、許可主義を採用しないとした場合においては、公益信託とそれ以外の信託(目的信託につき第69参照)とを、どの段階で、どのように区別するのか(あるいは、公益性の判断については税法の適用についてのみ行うものとするか。)について検討する必要がある。この問題に関して、公益信託の取扱いを専ら税制上の観点から行うとはしない場合においては、公益性の定義、判断主体、判断要件等が問題となるが、この点は、公益法人法制の改正のうち、非営利法人に対する公益性の認定のあり方と深く関連すると考えられることから、公益法人法制の改正動向を踏まえて、なお検討するものとする。

2 公益信託の監督に関して検討を要する事項

(1) 主務官庁が公益信託を監督する旨の規律(現行法第67条)を維持すべきか否か。

<説明>

ア 現行法の下では、公益信託は主務官庁の監督に属するとされ(第67条)、主務官庁は、必要があると認めるときには、いつでも公益信託の事務処理について検査をすることや、財産の供託その他の必要な処分を命じることができる(第69条第1項)。さらに、現行法の下では、受益者が不特定(未存在)の場合には信託管理人を選任することが認められているから(第8条第1項)、受益者が不特定であるとされる公益信託においては信託管理人の選任が認められ、主務官庁による監督に加えて、信託管理人によって受託者の信託事務処理が監督されることになる(第72条)。

このように、現行法の下では、主務官庁や信託管理人による監督によって、受託者の信託事務処理の適正が担保されているといえることができる。

一方、公益法人においても法人の業務は主務官庁の監督に属するとされているところ(民法第67条第1項)、公益法人法制の改正の中で

は、民間の自主性を尊重するとの観点から、法人の業務を主務官庁が監督するとの規律を改め、公益法人の運営やその活動の姿を広く国民に分かりやすいものとするべきではないかとの点が議論の対象とされているようである。

先述のとおり、公益法人と公益信託とは、類似の機能を有する制度であるから、その監督のあり方については、許可主義の採否と同様、類似の規律とすることが相当であると考えられる。

そこで、主務官庁による監督制を維持すべきか否かについては、この点に関する公益法人法制の改正動向を踏まえて、なお検討するものとする。

(注2) 公益信託における受託者の監督としては、現行法の主務官庁による監督に委ねる規律のほか、①特定の機関（裁判所、第三者機関等）による監督に委ねるといふ規律、②信託管理人による監督に委ねるといふ規律、③委託者による監督に委ねるといふ規律などが考えられる。さらに、公益信託においては、通常は、当該信託から利益を享受する者（いわゆる受給権者）が存在するから、これらの者に対し、私益信託における受益者が有する共益的権利の全部又は一部を付与することによって監督するとの規律が考えられる（なお、これらの方法を併用することも考えられる。）。

(注3) 公益信託については、受託者に対する監督が十分ではないとの観点から、私益信託と比較して、受託者の義務を厳格にすべきであるとの考え方があることを踏まえて、公益信託における受託者の義務及び権限違反の効果については、なお検討するものとする。

(注4) 現行法第69条第2項は、受託者が毎年1回一定の時期において、信託事務及び信託財産の状況を公告することを要する旨規定している。この規定は、国民に対して公益信託に関する情報を公開し、公益信託の適正な運営を確保する観点から意義のある規定だと考えられるから、かかる規定の趣旨を維持する方向で検討するものとする。なお、現行法の下では、「公告」の方法について明らかでないために運用上疑義が生じているとの指摘があるから、公告の方法について具体化するか否かについても検討することとする。

(注5) 現行法は、職権で信託条項を変更することができ（第70条）、やむを得ない理由があるときは受託者の辞任を許可することができる（第71条）など、公益信託に対する主務官庁の関与を認めている。これらの規定の趣旨を維持するか否かについては、主務官庁による監督制を維持するか否かと深く関連することから、同論点と併せてなお検討するものとする。

(2) 公益信託の信託管理人制度の整備について、どのように考えるべきか。

<説明>

ア 現行法は、主務官庁が、利害関係人の請求により、又は職権をもって、信託管理人を選任することができるとしており（第72条、第8条第1項）、信託管理人が選任されることを公益信託設定の必須の要件とはしていない（ただし、主務官庁は、信託行為で信託管理人を指名することを引受許可の要件とする運用をしているため、現行の実務においては、ほぼ例外なく信託管理人が選任されているようである。）。

この現行法の規律に対しては、現行法の解釈を前提とする限り、信託管理人は、公益信託の受託者を監督する唯一の主体（主務官庁を除く。）であるから、利益享受者を保護するためには、信託管理人を必置とすることが相当ではないかとの指摘がされている。

この点については、主務官庁による監督制を維持するか否かという問題と密接に関連するから、(1)と同様、現時点では明確な方向性を示すことは困難である。しかし、(注2)で検討したように、委託者や利益享受者による監督を認めた場合には、信託管理人を必置とするまでの必要性はないようにも思われる。

イ また、現在の実務における公益信託の信託管理人は、受託者が決定した事業計画や予算等について、形式的な同意を与えているにすぎず、受託者の信託事務処理を十分に監督しているとはいえないとの指摘がされている。

先述のとおり、信託管理人は、主務官庁を除けば、公益信託の受託者を監督する唯一の主体であるから、信託法の改正に当たっては、信託管理人による監督が十分に機能するような規定を整備する必要があると考えられる。

特に、前記(1)に関連して、主務官庁による監督制を採らないとした場合においては、信託管理人に期待される役割は、現行法の場合と比較して大きくなることが予想され、このような点も踏まえながら、公益信託の信託管理人に関する規定を整備する必要があると考えられる。

そこで、公益信託に係る信託管理人の監督の実効性を担保するとの観点から、公益信託の信託管理人について所要の規定を整備することを検討するものとする。

(注6) 現行法第72条は、私益信託において裁判所が有する権限（第8条第1項・第3項、第22条第1項ただし書、第47条から第49条）は、公益信託については主務官庁に属するものとしている。しかし、主務官庁が信託管理

人（信託財産管理人も同じ）を改任することや、これらの者の辞任の申し出を許可することについては、現行法令上明確な規定がないために実務上疑義が生じているとの指摘がある（私益信託において裁判所が上記の権限を行使できることについては、非訟事件手続法第 71 条の 4 及び 5 参照）。

また、非訟事件手続法第 71 条の 4 の規定は、裁判所が選任した信託管理人に関する規定であると解されるから、仮に、公益信託について上記の規定が準用されるとしても、信託行為の定めに基づいて選任された信託管理人を主務官庁が改任できるかについては消極的に解さざるをえないと考えられる。これらの現行法上の問題点をも踏まえて、所要の規定を整備するものとする（私益信託の信託管理人については、第 47 参照）。

3 公益信託の終了に関して検討を要する事項

(1) シ・プレ原則（現行法第 73 条）についてどのように考えるべきか。

<説明>

現行法第 73 条は、公益信託が終了したこと及び信託財産の帰属権利者がいないことという 2 つの要件を満たした場合には、主務官庁は、信託の本旨に従って、類似の目的のために信託を継続させることを認めているところ、この規定は、公益のために一度供された財産は、出捐者である委託者の意思に反しない範囲内で、最大限にその効用を発揮させるべきであるとの考えに基づくものであると解されている。

しかし、現行法が、「信託ノ本旨ニ従ヒ類似ノ目的ノ為ニ信託ヲ継続セシムルコトヲ得」と規定して、類似の目的のために信託を継続させることに限定しているのは狭きに失すと考えられるから、類似の目的のために信託を継続させる場合に加えて、帰属権利者の定めがない場合においても、「主務官庁」の判断により、類似の目的を有する公益法人又は公益信託に残余財産を帰属させることを認めることが、当該公益信託を設定した者の意思に合致し、民間による公益活動の促進の観点からは妥当であると考えられる。

(注 7) 公益法人においては、①解散した法人の財産は、定款又は寄附行為で指定した人に帰属し（民法第 72 条第 1 項）、②定款等で帰属権利者を指定しなかった場合又は指定する方法を定めなかったときは、理事は、主務官庁の許可を得てその法人の目的に類似した目的のためにその財産を処分することができる（同条第 2 項）、さらに、③前記①又は②の定めによつて処分することができない財産については国庫に帰属するものとしている（同条第 3 項）。

(2) 信託終了後の公益信託に係る財産の帰属について、どのように考えるべきか。

<説明>

ア 現行法第 73 条は、「公益信託ノ終了ノ場合ニ於テ信託財産ノ帰属権利者ナキトキハ主務官庁ハ其ノ信託ノ本旨ニ従ヒ類似ノ目的ノ為ニ信託ヲ継続セシムルコトヲ得」と規定し、公益信託においても帰属権利者を置くことができることを前提とした定めを置いている。

一定の期間が経過した後には、委託者が指定した者に財産を帰属させることを可能とすることは、所有財産を公益目的のために一時的に使用したいと考える者にとって便宜であると考えられ、公益信託の設定の促進にもつながると考えられる。

したがって、今回の信託法の改正に当たっても、公益信託の信託行為において帰属権利者を定めることを認めることが相当であると考えられる。

他方で、公益信託の中には、信託目的に賛同した者が寄附した金銭を信託財産に組み入れることを予定しているものがあるところ（いわゆる募金型の公益信託）、このような公益信託においては、第三者の寄附によって信託財産が設定時と比べて増加することがあり得るから、信託終了時に残余財産を指定された帰属権利者に戻すことは相当でないようにも思われる。

そこで、募金を受け入れることを予定している公益信託については、信託行為に帰属権利者の定めを置くことを認めないこととし、信託が終了した場合には、類似の目的を有する信託として継続させることや、類似目的の公益法人等に残余財産を処分させることとし、このような方法によっても、残余財産を処分することができない場合には、当該財産は国庫に帰属させるとしてはどうかと考えられる。

（注 8）募金型の公益信託に限定して、帰属権利者の指定を認めないことで足りるのか否かについては疑義があることから、なお検討するものとする。

イ さらに、現行法第 73 条は、信託終了時の残余財産の帰属先として、「帰属権利者」と定めているにすぎないから、この中には、信託行為の定めによって指定された帰属権利者（以下「指定帰属権利者」という。）だけでなく、いわゆる法定帰属権利者（現行法第 62 条の「委託者又はその相続人」）も含まれると解する余地がある。

前記アで述べたとおり、委託者が当初から一定の期間を定めて公益信託として所有する財産を拠出し、一定期間経過後は自己又は第三者を指定して、再び、当該者に財産が戻ってくるよう定めることは、私的自治の範囲内の行為として許容すべきものと考えられる。

しかし、このような定めが信託行為にない場合にまで、残余財産の

帰趨について私益信託と同様に扱うことには疑問がある。

すなわち、現行法を前提とすれば、公益信託として許可されることによって、税制上の優遇措置を受けることになるから、信託財産が、公益信託終了時に法定帰属権利者たる委託者又はその相続人に戻るとすることは、委託者又はその相続人が、予想外の利益を享受することにもなりかねない。

さらに、信託行為で帰属権利者の定めを置かない場合の委託者の意思は、抛出した財産が自己又はその相続人に戻れることを予期していないものとするのが相当である。

そこで、私益信託の場合とは異なり、公益信託においては、信託行為に帰属権利者の定めを置いていない場合には、委託者又はその相続人に対して残余財産が戻ることはないものとするのが相当であると考えられる。

(注9) 現行法の下では、主務官庁によって引受けの許可を受けることにより、公益信託は、税法上の優遇措置を受けることになるから、このような税法上の優遇措置を受けている信託について、残余財産を帰属権利者に戻して良いのかとの指摘があり得る。

(注10) 公益信託と私益信託との転換(①公益信託が先行し、途中で私益信託に転換される公益先行信託、②私益信託が先行し、途中で公益信託に転換される公益残余権信託)については、上記の帰属権利者の定め可否と併せてなお検討するものとする。